



長崎県公報

目 次

◎ 教育委員会規則

所管課（室）名

- 長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
- 長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

教 育 政 策 課
//
//
//

◎ 教育委員会訓令

- 長崎県教育庁決裁規程の一部改正

教 育 政 策 課

教育委員会規則

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第4号

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則

長崎県教育庁組織規則（昭和48年長崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

第2章 組織

(本庁の分課等)

第4条 略

課（室）	班
略	
体育保健課	総務管理班 学校体育班 競技力向上対策班 健康教育班

(分掌)

第14条 体育保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(本庁の組織上の職)

第20条 略

職	組 織	職 務
教育政策監（ <u>県立学校改革担当</u> ）	本 庁	関係職員を指揮監督して特に重要な <u>県立学校改革に係る事務を掌理する。</u>
略		

改正前

第2章 組織

(本庁の分課等)

第4条 略

課（室）	班
略	
体育保健課	総務管理班 学校体育班 <u>全国高総体実行班</u> 競技力向上対策班 健康教育班

(分掌)

第14条 体育保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 令和6年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。

(本庁の組織上の職)

第20条 略

職	組 織	職 務
略		

2～4 略

2～4 略

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第5号

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則（昭和47年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(内部組織)

第 4 条 略

教育機関	部	課 (室)	班
略			
長崎県立長崎図書館		総務課	
		資料課	
		企画・サービス課	
		郷土課	

(分掌事務)

第 5 条 略

教育機関	部	課 (室)	分 掌 事 務
略			
長崎県立長崎図書館		総務課	1 ～ 6 略 7 図書館の利用統計に関すること。 8 図書館協議会に関すること。 9 その他他課の所管に属しないこと。
		資料課	略
		企画・サービス課	1 ～ 7 略
		郷土課	略
略			

改正前

(内部組織)

第 4 条 略

教育機関	部	課 (室)	班
略			
長崎県立長崎図書館		総務課	
		資料課	
		広域支援・サービス課	
		郷土課	

(分掌事務)

第 5 条 略

教育機関	部	課 (室)	分 掌 事 務
略			
長崎県立長崎図書館		総務課	1 ～ 6 略
		資料課	略
		広域支援・サービス課	1 ～ 7 略 8 図書館の利用統計に関すること。 9 図書館協議会に関すること。 10 その他他課の所管に属しないこと。
		郷土課	略
略			

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる組織上の職を命ぜられている者又は当該組織に勤務を命ぜら

れている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織上の職を命ぜられ、又は当該組織に勤務を命ぜられたものとする。

左欄	右欄
長崎図書館 広域支援・サービス課 課長	長崎図書館 企画・サービス課 課長
同 同	同 同

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第6号

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和31年長崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（専決事項） 第4条 教育委員会は、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 (1) <u>教育政策監</u>、教育次長、本庁の課長、室長、課に置く室の長、人事管理監、体育指導監、企画監、参事及び地方機関の長を除く教育委員会の事務局職員並びに教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員のうち、教育機関の長を除く職員の人事に関する事。 (2)～(5) 略 2 略	（専決事項） 第4条 教育委員会は、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 (1) 教育次長、本庁の課長、室長、課に置く室の長、人事管理監、体育指導監、企画監、参事及び地方機関の長を除く教育委員会の事務局職員並びに教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員のうち、教育機関の長を除く職員の人事に関する事。 (2)～(5) 略 2 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第7号

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
（評価者） 第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者、二次評価者及び最終評価者が行うものとする。				（評価者） 第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者、二次評価者及び最終評価者が行うものとする。			
被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者	被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者
校長	高校教育課長	<u>県教育政策監</u>	県教育長	校長	高校教育課長	<u>県教育次長</u>	県教育長
副校長 教頭	校長	高校教育課長	<u>県教育政策監</u>	副校長 教頭	校長	高校教育課長	<u>県教育次長</u>
事務長		教育政策課長	<u>県教育次長</u>	事務長		教育政策課長	
部主事		特別支援教育課長	<u>県教育政策監</u>	部主事		特別支援教育課長	
略			略				

附 則
(施行期日)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

長崎県教育委員会訓令第1号

教 育 庁

長崎県教育庁決裁規程（昭和44年長崎県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
令和7年3月31日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(教育政策監の決裁) 第5条 教育長は、長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和31年長崎県教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定により、教育長に委任されている事項及び規則第4条第1項の規定による教育長の専決事項のうち、指定して、<u>教育政策監</u>に決裁させることができる。 (教育長の代決) 第9条 教育長が不在のときは、<u>教育政策監</u>がその事務を代決することができる。 2 教育長及び<u>教育政策監</u>がともに不在のときは、<u>教育次長</u>がその事務を代決することができる。 3 教育長、<u>教育政策監</u>及び<u>教育次長</u>がともに不在のときは、<u>主務課長</u>がその事務を代決することができる。 4 <u>教育長、教育政策監、教育次長及び主務課長がともに不在のときは、教育政策課長がその事務を代決することができる。</u>	(教育次長の決裁) 第5条 教育長は、長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和31年長崎県教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定により、教育長に委任されている事項及び規則第4条第1項の規定による教育長の専決事項のうち、指定して、<u>教育次長</u>に決裁させることができる。 (教育長の代決) 第9条 教育長が不在のときは、<u>教育次長</u>がその事務を代決することができる。 2 教育長及び<u>教育次長</u>がともに不在のときは、<u>主務課長</u>がその事務を代決することができる。 3 教育長、<u>教育次長</u>及び<u>主務課長</u>がともに不在のときは、<u>教育政策課長</u>がその事務を代決することができる。

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
田宏
印刷
弥ト